

神崎市水源地域活性化推進会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、城原川ダム水源地域及び上流域の地域振興を図ることを目的に、令和5年3月に策定した「神崎市水源地域振興計画」（以下「地域振興計画」という。）を着実に推進し、目指すべき地域の将来像の達成に向けて必要な事項を協議するため、神崎市水源地域活性化推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項について協議を行う。

- (1) 地域振興計画の推進に関する事項
- (2) 地域振興計画を推進するための具体的施策の実施内容に関する事項
- (3) 地域振興計画を推進するための推進会議全体の連携、調整及び支援に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる所属及び役職にある者から、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委嘱し、又は任命された委員が、その要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとし、新たに、要件を満たす者が委員となるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議には、会長及び副会長を置き、会長は神崎市長が務め、副会長は会長が任命する。

- 2 会長は、会務を総理し推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 推進会議に次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事項を所掌する。

- (1) 専門部会 具体的施策の推進についての専門的知見からの助言及び支援に関すること。
 - (2) 作業部会 地域振興計画の具体的施策の検討及び実施に関すること。
- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の構成員の互選により選出する。
 - 3 部会長は、部会を総括し、部会を代表する。また、部会長は、推進会議委員を兼ねる。
 - 4 副部会長は、部長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。
 - 5 各作業部会の連絡及び調整を行う機関として作業部会長会議を置く。

(協議結果の取扱い)

第6条 推進会議において承認された事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 団体名（職名） | 人数 | 備 考 |
|--------------------|----|-----|
| 区長会を代表するもの | 3 | |
| 推進会議専門部会を代表するもの | 1 | |
| 推進会議作業部会を代表するもの | 5 | |
| 国土交通省佐賀河川事務所副所長 | 1 | |
| 佐賀県県土整備部城原川ダム等対策室長 | 1 | |
| 神埼市長 | 1 | 会長 |
| 総務企画部長 | 1 | |
| 産業建設部長 | 1 | |
| 産業建設部ダム対策担当理事 | 1 | |
| 産業建設部農林水産担当理事 | 1 | |
| 脊振支所長 | 1 | |
| | 17 | |